

閣議決定 令和6(2024)年4月19日

「令和6年度中小企業者に関する国等の契約の基本方針について」

第2 中小企業者の受注の機会の増大のために国等が講ずる措置に関する基本的な事項

4 ダンピング防止対策、消費税の円滑かつ適正な転嫁等の推進

(5) 労務費、原材料費、エネルギーコスト等の上昇への対応

① 国等は、公共工事の発注に当たっては、労務費、原材料費、エネルギーコスト等の実勢価格を反映した適正な請負代金の設定や適正な工期の確保について、契約後の状況に応じた必要な契約変更の実施も含め、適切に対応するものとする。

特に、労務費、原材料費、エネルギーコスト等の上昇時における請負代金額の変更の的確な実施のため、あらかじめ、当該変更についての条項を契約に適切に設定するとともに、当該条項の運用基準を策定しておくこと。

② 国等は、物件及び役務の契約の途中で、労務費、原材料費、エネルギーコスト等の実勢価格に変化が生じた場合には、契約金額を変更する必要があるか否かについて検討し、契約変更の実施も含め、適切に対応するものとする。

また、受注者から労務費、原材料費、エネルギーコスト等の上昇に伴う契約金額の変更について申出があった場合にはその可否について迅速かつ適切に協議を行うものとし、その旨の条項をあらかじめ契約に入れるなど、受注者からの申出が円滑に行われるよう配慮すること。

③ 上記①、②の対応に当たっては、経済財政運営と改革の基本方針2.0 2.3(令和5年6月16日閣議決定)において、原材料費やエネルギーコストの適切なコスト増加分の全額転嫁を目指し、取引価格適正化を推進することとされていることや、労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針(令和5年11月29日策定)の趣旨を最大限に考慮するものとする。

閣議決定 令和5(2023)年4月25日

「令和5年度中小企業者に関する国等の契約の基本方針について」

第2 中小企業者の受注の機会の増大のために国等が講ずる措置に関する基本的な事項

4 ダンピング防止対策、消費税の円滑かつ適正な転嫁等の推進

(5) 労務費、原材料費、エネルギーコスト等の上昇への対応

① 国等は、公共工事の発注に当たっては、労務費、原材料費、エネルギーコスト等の実勢価格を反映した適正な請負代金の設定や適正な工期の確保について、契約後の状況に応じた必要な契約変更の実施も含め、適切に対応するものとする。

② 国等は、物件及び役務の契約について、契約の途中で需給の状況又は原材料費、エネルギーコスト等の実勢価格に変化が生じた場合には、契約金額を変更する必要があるか否かについて検討し、適切に対応するものとする。

<p>経済産業大臣 令和6(2024)年4月19日 20240415 中第1号</p> <p>『令和6年度中小企業者に関する国等の契約の基本方針』に準じた措置の実施について」</p>	<p>総務省自治行政局長 令和6年(2024)4月19日 総行行第200号</p> <p>「地方公共団体の調達における中小企業者の受注機会の確保等について」</p>
<p>8. 労務費、原材料費、エネルギーコスト等の上昇への対応に関する事項(基本方針 第2「4」(5))</p> <p>経済財政運営と改革の基本方針2023(令和5年6月16日閣議決定)において、原材料費やエネルギーコストの適切なコスト増加分の全額転嫁を目指し、取引適正化を推進することとされていることや、労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針(令和5年11月29日策定)の趣旨を踏まえ、以下の対応が求められていること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・公共工事の発注に当たっては、労務費、原材料費、エネルギーコスト等の実勢価格を反映した適正な請負代金の設定や適正な工期の確保について、契約後の状況に応じた必要な契約変更の実施も含め、適切に対応すること。特に、労務費、原材料費、エネルギーコスト等の上昇時における請負代金額の変更の的確な実施のため、あらかじめ、当該変更についての条項を契約に適切に設定するとともに、当該条項の運用基準を策定しておくこと。 ・物件及び役務の契約の途中で、労務費、原材料費、エネルギーコスト等の実勢価格に変化が生じた場合には、契約金額を変更する必要があるか否かについて検討し、契約変更の実施も含め、適切に対応すること。また、受注者から労務費、原材料費、エネルギーコスト等の上昇に伴う契約金額の変更について申出があった場合にはその可否について迅速かつ適切に協議を行うものとし、その旨の条項をあらかじめ契約に入れるなど、受注者からの申出が円滑に行われるよう配慮すること。 	<p>8. 労務費、原材料費、エネルギーコスト等の上昇への対応に関する事項(基本方針 第2「4」(5)関係)</p> <p>経済財政運営と改革の基本方針2023(令和5年6月16日閣議決定)において、原材料費やエネルギーコストの適切なコスト増加分の全額転嫁を目指し、取引適正化を推進することとされていることや、労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針(令和5年11月29日策定)の趣旨を踏まえ、以下の対応が求められていること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・公共工事の発注に当たっては、労務費、原材料費、エネルギーコスト等の実勢価格を反映した適正な請負代金の設定や適正な工期の確保について、契約後の状況に応じた必要な契約変更の実施も含め、適切に対応すること。特に、労務費、原材料費、エネルギーコスト等の上昇時における請負代金額の変更の的確な実施のため、あらかじめ、当該変更についての条項を契約に適切に設定するとともに、当該条項の運用基準を策定しておくこと。 ・物件及び役務の契約の途中で、労務費、原材料費、エネルギーコスト等の実勢価格に変化が生じた場合には、契約金額を変更する必要があるか否かについて検討し、契約変更の実施も含め、適切に対応すること。また、受注者から労務費、原材料費、エネルギーコスト等の上昇に伴う契約金額の変更について申出があった場合にはその可否について迅速かつ適切に協議を行うものとし、その旨の条項をあらかじめ契約に入れるなど、受注者からの申出が円滑に行われるよう配慮すること。